

岩美町生活困窮者住居確保給付金実施要綱

岩美町生活困窮者住居確保給付金実施要綱（平成27年岩美町告示第41号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第2条第3項に規定される生活困窮者住居確保給付金（以下「給付金」という。）を支給する事業（以下「本事業」という。）について、生活困窮者自立支援法施行令（平成27年政令第40号）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本事業は、離職、自営業の廃業（以下「離職等」という。）若しくは個人の責に帰すべき理由若しくは都合によらない就業機会等の減少（以下「やむを得ない休業等」という。）により離職若しくは廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した者（以下「住居喪失者」という。）又は住居を喪失するおそれのある者（以下「住居喪失のおそれのある者」という。）に対し、家賃相当分の給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行うことを目的とする。

（用語の定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）常用就職 期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職をいう。

（2）住宅扶助基準に基づく額 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第7-4-(1)-ア、第7-4-(1)-オに基づく住宅扶助基準額をいう。ただし、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第7-56に基づく運用を行っている場合は、当該限度額によるものとし、床面積別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額については適

用しない。

- (3) 家賃額 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）又は給付金の支給を受けた者（以下「受給者」という。）が賃借する賃貸住宅の1月当たりの家賃額をいう。ただし、前号に規定する住宅扶助基準に基づく額を上限とする。
- (4) 基準額 岩美町税条例（昭和29年岩美町条例第18号）第24条第2項において定められる町民税の均等割の非課税限度額に1/12を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを千円に切り上げるものとする。）をいう。
- (5) 収入基準額 基準額に家賃額を合算した額をいう。
- (6) 国の雇用施策による給付 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。）第7条第1項に規定する職業訓練受講給付金（以下「職業訓練受講給付金」という。）をいう。
- (7) 不動産媒介業者等 不動産媒介業者、貸主又は貸主から委託を受けた事業者をいう。

（事業実施）

第4条 本事業は、申請者が自立相談支援機関において申請手続きを行い、町がその審査を行ったうえで、受給者に対し給付金を支給するとともに、関係機関と連携しながら就労支援等を実施するものとする。

（支給対象者）

第5条 支給対象者は、住居喪失者又は住居を喪失するおそれのある者であって、支給申請時に次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、申請者及び申請者と同一の世帯に居住し、生計を一にする者のいずれもが、当該申請者が居住可能な住宅を所有していないこと。
- (2) 給付金の申請日（以下「申請日」という。）の属する月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、収入基準額以下である（以下「収入基準に該当する」という。）こと。申請日が月の途中であって、申請日の属する月の収入が確実に推計できる場合は、その額を当該収入と

みなすこととする。ただし、申請日の属する月の収入が収入要件を超えている場合であっても、離職等、雇用保険の失業給付の終了、収入の減少等及び他の雇用施策による支援の終了等により、申請日の属する月の翌月から収入基準額に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、翌月に申請があったものとみなして給付金の支給対象とする。

ア 当該収入の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、未成年かつ就学中の子の収入は当該収入には含まないものとする。

(ア) 就労等収入については、給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（交通費支給額は除く。）とし、自営業の場合は、事業収入をいう。

(イ) 定期的に支給される雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当及び公的年金（以下「公的給付等」という。）

(ウ) 親族等からの継続的な仕送り。

(エ) 借入金、退職金又は公的給付等のうち臨時的に給付されるものは収入として算定しない。

イ 収入に変動のある場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

(ア) 就労等収入で、毎月の収入額に変動がある場合は、収入が確定している直近3か月間の収入額の平均に基づき推計する。

(イ) 公的給付等で、複数の月に係る金額が一括で支給される場合は、月額で算定する。

(3) 申請日が、離職等の日から2年以内であること又は就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会がやむを得ない休業等で減少し、当該個人の就労の状況が離職等の場合と同等程度の状況にあること。ただし、今後、収入基準額に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、申請があった時点で離職したものとみなし、給付金の支給対象とする。また、支給期間の延長又は再延長の申請時には、離職等の日から2年以内であることについては問わないものとする。

(4) 離職等の日又は申請日の属する月において、自らの就労等

により収入を得、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。ただし、離職前においては主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、第11条に規定する支給申請時においては主たる生計維持者となっているときは、この限りでない。

- (5) 申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額以下であり、100万円を超えない額であること。この場合における金融資産とは、預貯金及び現金をいい、債券、株式、投資信託、生命保険、個人年金保険等は含まないものとし、負債がある場合、金融資産と相殺はしないこととする。
- (6) 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6か月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行っていること。
- (7) 職業訓練受講給付金又は自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- (8) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

（求職活動等要件）

第6条 町は、受給者に対し、給付金の支給期間中に常用就職に向けた次の各号に掲げる求職活動等を行うことを指示するものとする。ただし、規則第3条第2項に該当する者については、第2号及び第3号の実施は求めないものとする。

- (1) 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
- (2) 月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受け、公共職業安定所の確認印をもらうこと。
- (3) 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。

2 自立相談支援機関は、給付金の支給申請を受けて、申請者のアセスメントを行い、その結果に基づきプランを策定するものとする。本アセスメントにおいては、申請者の離職等理由、離職等期

間及び資格の有無等を総合的に勘案し、申請者の状況に応じた適切な就労支援を選択するものとする。

3 受給者は、前項の規定に基づき策定されたプランに従い、次の各号に掲げるとおり、誠実かつ熱心に就職活動等を行わなければならない。

(1) プランに基づき、自らの就職活動のみで就職が可能と判断される場合、公共職業安定所による生活保護受給者等就労自立促進事業を利用する場合又は自立相談支援機関の就労支援員の支援を利用する場合は、同条第1項に掲げる就職活動等を誠実かつ熱心に行う。

(2) 就労準備支援事業や就労訓練事業を利用する場合は、原則としてプランに基づきこれらの事業を利用しながら、同条第1項に掲げる就職活動を行うこととする。ただし、アセスメントにおいて、就職活動を継続するよりも、これらの事業を一定期間集中的に利用することにより早期就職につながると判断される場合は、例外として一定期間同条第1項に掲げる就職活動を留保することができることとする。なお、就職活動等要件を留保するかどうかについてはプランにおいて明確化することとし、プラン確定までは就職活動を誠実かつ熱心に行うこととする。

(支給額等)

第7条 町は、受給者に給付金を一月ごとに支給し、その月額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（当該額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額）とする。

(1) 申請日の属する月における受給者及び受給者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額（以下「世帯収入額」という。）が基準額以下の場合 受給者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額

(2) 申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合 基準額と受給者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額

2 前項第2号の規定により算定した額に100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。

3 住居喪失者に対する給付金の支給額については、入居する賃貸

住宅の家賃額が住宅扶助基準に基づく額以下のものに限ることとする。

4 住居喪失のおそれのある者に対する給付金の支給額については、家賃額が住宅扶助基準に基づく額を超えるものであっても支給対象となるが、支給額は住宅扶助基準に基づく額を上限とする。また、基準額以上の収入がある場合、第2項の計算式に基づき家賃額の一部を支給することとなるが、基準額まで収入が下がった時点で変更申請をすることができることとする。

5 給付金の支給額は家賃相当額（月額）であり、初期費用、共益費又は管理費等は対象外であるため、自ら支払うこと。また、家賃額の一部を支給する場合においても、実家賃との差額は自ら支払うこととする。

（支給期間等）

第8条 給付金の支給期間は、3か月間とする。また、給付金は、申請日以降の家賃相当額を支払うものであり、滞納した家賃へ充当することはできないこととする。

2 第5条第1項（第2号を除く。）に定める要件に該当している者であって、第6条第1項に規定する求職活動を誠実に満たし、かつ、3か月終了時点において一定の要件を満たしている場合は、申請により、3か月ごとに9か月までの範囲内で支給期間を延長することができる。ただし、その支給額は延長申請時の収入額により前条第2項の規定に基づき算出される金額とする。

3 支給開始月は、次の各号のとおりとする。

（1）住居喪失者にあつては、入居契約に際して初期費用として支払を要する家賃の翌月以降の家賃相当分から支給を開始する。

（2）住居喪失のおそれのある者にあつては、申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給を開始する。

（支給方法）

第9条 給付金は、直接不動産媒介業者等の口座へ月ごとに振り込むものとするが、受給者を経ずに賃貸住宅の貸主に支払われることが確保できる場合は、口座振込の方法に限らないものとする。

2 受給者がクレジットカードを使用する方法により、居住する住宅の賃料を支払うこととなっている場合であつて、町が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(面接相談等)

第10条 自立相談支援機関は、相談者に対し、給付金の趣旨及び概要等を説明するとともに、雇用施策や社会福祉協議会による生活福祉資金貸付事業等の関係事業の概要を説明するものとする。また、必要に応じて、雇用施策の詳細等について公共職業安定所等での相談を助言するとともに、国の雇用施策による給付の対象要件に該当する場合は、優先して申請を促すものとする。

2 緊急に給付金の支給が必要な場合には、プランの作成や支援調整会議の開催を経ずに給付金を支給することができるものとする。ただし、事後に支援調整会議に報告するものとする。

3 自立相談支援機関は、相談者が給付金の支給申請を希望する場合は、支給要件及び手続の流れ等を説明するものとする。

(支給申請の受付)

第11条 申請者は、生活困窮者住居確保給付金支給申請書(様式第1-1号)。以下「申請書」という。)に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 自立相談支援機関は、申請者に対し、申請書への必要事項の記載方法等を助言するものとする。また、申請者に対して、住居確保給付金申請時確認書(様式第1-1A号。以下「確認書」という。)を丁寧に説明し、誓約事項及び同意事項すべてについて承諾をした上で申請することについて、署名をとるものとする。

3 申請者は、申請書に次条に定める添付書類等を添えて、自立相談支援機関に提出するものとする。

4 自立相談支援機関は、次条に定める本人確認書類を確認の上、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、申請を受付けなければならない。ただし、添付書類等が整っていない場合には、必要書類の追加提出を指示することとする。

(添付書類等)

第12条 申請者が申請書に添えて提出する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本人確認書類

運転免許証、住民基本台帳カード、個人番号カード、一般旅券、各種障がい福祉手帳、健康保険証、住民票、住民票記載事項証明、戸籍謄本(抄本)等のうちいずれかの写し。なお、個人番号カードについては、個人番号記載面は複写して

はならない。

(2) 離職関係書類

申請日を起点に2年以内に離職等したことが確認できる書類の写し又は申請日において就業している個人の給与、その他の業務上の収入を得る機会がやむを得ない休業等で減少し、当該個人の就労の状況が離職等の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

(3) 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

(4) 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

(公共職業安定所への求職申込み及び国の雇用施策による給付等利用状況の確認)

第13条 自立相談支援機関は、公共職業安定所への求職申込みを行っていない申請者に対し、申込みを勧奨するものとする。

2 申請者は、公共職業安定所から交付を受けた求職受付票の写しを、自立相談支援機関に提出することとする。

3 雇用施策による給付等の利用状況については、申請者の申告によるものとするが、自立相談支援機関は、必要に応じ、公共職業安定所に求職申込・雇用施策利用状況の確認を依頼するものとする。また、緊急の場合は、申請者に求職申込・雇用施策利用状況を確認する書類を交付し、申請者が公共職業安定所に持参し確認を得て再度提出するよう指導しなければならない。

(住居の確保及び賃貸住宅の貸主等との調整)

第14条 住居の確保及び賃貸住宅の貸主等との調整については、次の各号に掲げるとおり行うものとする。

(1) 申請者が住居喪失者の場合

ア 自立相談支援機関は、申請者に対し、各種不動産業界団体の会員リスト、理解を得られた不動産媒介業者及び地域に存する居住支援法人の情報を提供するなど、住居確保のための支援を行う。

イ 申請者は、不動産媒介業者等に申請書の写しを提示して、

当該業者等を介して住宅を探し、給付金の支給決定等を条件に入居可能な住宅を確保する。

ウ 不動産媒介業者等は、申請者の入居希望の住宅が確定した後、申請者が持参した入居予定住宅に関する状況通知書(様式第2-1号)に必要事項を記載して、申請者に交付する。

エ 申請者は、交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書(様式第2-1号)を自立相談支援機関に提出する。

(2) 申請者が住居喪失のおそれのある者の場合

ア 申請者は、入居住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者に対し、申請書の写しを提示して、必要事項を記載した入居住宅に関する状況通知書(様式第2-2号)の交付を受ける。

イ 申請者は、賃貸住宅に関する賃貸借契約の写しを添付して、交付を受けた入居住宅に関する状況通知書(様式第2-2号)を自立相談支援機関に提出する。

(審査)

第15条 自立相談支援機関は、提出された申請書及び第12条第1項に掲げる申請書類一式が揃った時点で受付印を押印し、町に送付する。

2 町は、収入要件又は資産要件の審査に当たっては、必要に応じて、法第22条に基づき、官公署に対し申請者の資産及び収入の状況についての必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者の雇用主であった者に対し報告を求めることとする。この場合、生活困窮者自立支援法第22条の規定に基づく報告等について(様式第18号)に、当該事項についての申請者等の同意を含む申請書及び確認書の写しを添付することとする。

3 町は、審査の結果、給付金の支給申請内容が適正であると判断された申請者に対して、住居喪失者である場合は住居確保給付金支給対象者証明書(様式第3号)及び住居確保報告書(様式第5号)を、住居喪失のおそれがある者である場合は住居確保給付金支給決定通知書(様式第7-1号。以下「決定通知書」という。)を自立相談支援機関経由で交付する。

4 町は、審査の結果、給付金の支給が認められないと判断された申請者に対しては、不支給の理由を明記の上、住居確保給付金不

支給通知書（様式第4号）を自立相談支援機関経由で交付し、自立相談支援機関は、不動産媒介業者等に不支給の旨を連絡するものとする。

（住居喪失者の住宅の賃貸借契約の締結）

第16条 住宅喪失者は、入居予定住宅に関する状況通知書（様式第2-1号）の交付を受けた不動産媒介業者等に対し、審査の結果交付された住居確保給付金支給対象者証明書（様式第3号）を提示し、予定していた住宅の賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結することとする。

2 前項の賃貸借契約を締結する際、総合支援資金貸付（住居入居費）の借入申し込みを行っている者は、その申請書の写しも提示し、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付金が振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」を行うものとする。

3 住居喪失者は、住宅入居日から7日以内に、住居確保報告書（様式第5号）に賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付して自立相談支援機関に提出することとし、提出を受けた自立相談支援機関は住居確保報告書等を町に回付するものとする。

（支給決定等）

第17条 支給決定となった申請者は、住居喪失者、住居喪失のおそれのある者にかかわらず、安定した居住の確保のため、借地借家法（平成3年法律第90条。）の保護の対象となる賃貸借契約又は定期賃貸借契約を締結し、その賃貸借契約書の写しを自立相談支援機関に提出しなければならない。

2 第15条第3項の規定に基づく支給決定後、自立相談支援機関は、受給者に対し、次の各号に掲げる事項を指導することとし、あわせて、常用就職届（様式第6号）、公共職業安定所における職業相談を確認する職業相談確認票及び受給中の就職活動状況を確認する住居確保給付金常用就職活動状況報告書を受給者へ交付するものとする。

（1）改めて確認書の誓約事項1を指示し、実行を指導すること。

（2）決定通知書の写しを不動産媒介業者等に提出すること。

（3）総合支援資金貸付（生活支援費）の申請をしている者は、社会福祉協議会に決定通知書の写しを提出すること。

3 自立相談支援機関は、給付金の支給決定について、当該不動産媒介業者等、公共職業安定所及び総合支援資金の貸付を受けている者については、県及び町社会福祉協議会等の関係機関等に、決定通知書の写しを送付し、情報提供をするものとする。

4 自立相談支援機関は、必要に応じて住宅を訪問し、居住の実態を確認するとともに、居住環境や生活面の指導を行うものとする。
(常用就職及び就労収入の報告)

第18条 受給者は、常用就職及び就労収入の報告を、次の各号に掲げるとおり行うこととする。

(1) 常用就職の報告

受給者は、支給決定後、常用就職をした場合には、常用就職届(様式第6号)を自立相談支援機関に提出するものとする。

(2) 就労収入の報告

前号による報告を行った者は、報告を行った月以降、毎月、自立相談支援機関に収入額を確認することができる書類を提出するものとする。

(支給額の変更)

第19条 町は、原則、給付金の受給中に支給額の変更は行わないが、受給者から変更申請があり、次の各号に掲げる場合に限り、支給額の変更を行うことができるものとする。ただし、この場合における支給額の変更は、住宅扶助基準に基づく額の範囲内で行うこととする。

(1) 給付金の支給対象賃貸住宅の家賃額が変更された場合

(2) 家賃額の一部支給による支給の場合において、受給期間中に収入が減少した結果、基準額を下回った場合

(3) 借主の責によらず転居をせざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合

2 前項の規定により支給額の変更をしようとする受給者は、自立相談支援機関に住居確保給付金変更支給申請書(様式第1-3号)を提出し、町は当該変更支給申請を審査し、変更すべきと認めるときは支給額の変更を決定し、住居確保給付金変更支給決定通知書(様式第7-3号)により、自立相談支援機関を經由して当該支給者に通知するものとする。

(支給の停止及び再開)

第20条 町は、給付金の受給中に、国の雇用施策による給付を受給することとなった場合には、給付金の支給を停止する。また、町は、国の雇用施策による給付の受給が終了した後、受給者本人から希望があれば、給付金の支給を再開する。ただし、支給期間は通算して第8条第1項に定めるとおりとする。

2 支給の停止及び再開の手続き等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 国の雇用施策による給付の受給が決定した受給者は、自立相談支援機関に住居確保給付金支給停止届(様式第9-1号)を提出する。

(2) 町は、当該受給者に住居確保給付金支給停止通知書(様式第9-2号)を自立相談支援機関経由で交付する。

(3) 給付金の支給の再開を希望する受給者は、訓練修了時まで住居確保給付金支給再開届(様式第9-3号)を自立相談支援機関に提出する。

(4) 町は、当該受給者に自立相談支援機関経由で、住居確保給付金支給再開通知書(様式第9-4号)を自立相談支援機関経由で交付する。

(支給の中断及び再開)

第21条 受給者が給付金の受給中に、疾病又は負傷により、第6条第1項に定める求職活動を行うことが困難となった場合、受給者からの申請により、給付金の支給を中断する。

2 前項の支給中断期間中、原則として毎月1回、中断者から面談、電話、電子メール等により、体調及び生活の状況について報告を受けるとともに、求職活動を再開する意思について確認を行うものとする。

3 心身の回復により中断者が求職活動を再開できるときは、本人からの申請により、給付金の支給を再開する。ただし、通算支給期間は、中断前の受給期間も含め最長9か月とする。

4 給付金の支給の中断及び再開の手続き等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 疾病又は負傷により求職活動を行うことが困難となった受給者が、支給の中断を希望する場合は、自立相談支援機関に住居確保給付金支給中断届(様式第10-1号)及び疾病又

は負傷により求職活動が困難である旨を証明する文書（医師の交付する診断書等）を提出することとする。

（２）町は、当該受給者に住居確保給付金中断通知書（様式第10－2号）を自立相談支援機関経由で交付する。

（３）住居確保給付金の支給の再開を希望する受給者は、心身の回復により求職活動を再開することを要件として、住居確保給付金支給再開届（疾病又は負傷）（様式第10－3号）を自立相談支援機関に提出する。

（４）町は、当該受給者に住居確保給付金支給再開通知書（疾病又は負傷）（様式第10－4号）を自立相談支援機関経由で交付する。

（支給の中止）

第22条 次の各号のいずれかに該当した場合、町は給付金の支給を中止することとする。また、自立相談支援機関は、次の事実が判明した場合、できる限りの証拠をもって、早急に町に報告するものとする。

（１）受給者が、誠実かつ熱心に就職活動等を行わない場合又は就労支援に関する町の指示に従わない場合は、原則として当該事実を確認した日の属する月の支給から中止する。また、給付金の支給がなされた後に、当該事実を確認した場合は、確認後、すみやかに支給を中止する。

（２）受給者が、常用就職又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合は、原則として収入基準額を超える収入が得られた月から給付金の支給を中止する。ただし、収入に変動がある場合等、1か月の収入では判断をしかねる場合は、受給者の自立のため2か月目の収入を確認してから判断を行うこととする。また、受給者が常用就職等をしたこと及び就労に伴い得られたその就職による収入の報告を怠った場合は支給を中止し、この場合の取扱いは前項に準ずる。

（３）支給決定後、住宅から退去した者（借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関の指導により町内での転居が適当である場合を除く。）については、原則として退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止する。また、給付金の支給がなされた後に、当該事実を確認

した場合は、確認後、すみやかに支給を中止する。

(4) 支給決定後、虚偽の申請等不適切な受給に該当することが明らかになった受給者については、直ちに支給を中止する。

(5) 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処せられた場合は、直ちに支給を中止する。

(6) 支給決定後、受給者又は受給者同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合は、直ちに支給を中止する。

(7) 給付金受給者が生活保護を受給した場合は、福祉事務所と調整の上、支給を中止する。

(8) 支給決定後、受給者が疾病又は負傷のため給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合は、支給を中止する。

(9) 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合、原則として支給を中止する。

(10) 前項のほか、受給者の死亡など、支給することができない事情が生じた時は中止する。

2 町は、前項第1号から第10号に基づき支給を中止した場合には、対象者に対して住居確保給付金支給中止通知書(様式第8号)により、自立相談支援機関経由で通知するものとする。

(支給期間の延長等)

第23条 町は、支給期間中に常用就職ができなかった場合又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が改善しない場合であって、引き続き給付金の支給が就職の促進に必要であると認められる場合は、申請により、3か月の支給期間を2回まで延長することができる。ただし、第6条第1項(第2号を除く。)の支給要件を満たしている者に限るとともに、その支給額は延長申請時の収入に基づいて第7条第1項によって算出される金額とする。

2 受給者が支給期間を延長又は再延長を希望する際は、支給期間の最終の月の末日(第22条により中止される場合を除く。)までに生活困窮者住居確保給付金支給申請書(期間(再)延長)(様式第1-2号)を自立相談支援機関に提出すること。

3 町は、当該受給者が支給期間中に就職活動を誠実に行っていか又は第6条第1項(第2号を除く。)に定める支給要件に該当しているかを勘案の上、第1項による延長等の要件を満たすと判

断された者に対して延長等の決定を行い、住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）（様式第7-2号）を自立相談支援機関経由で交付する。

（再支給）

第24条 受給者が給付金の受給期間中又は受給期間の終了後に、常用就職した後に、新たに解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）されたことにより、第6条第1項各号に規定する支給対象者の要件に該当する者については、第7条に規定する支給額等及び第8条に規定する支給期間等により、給付金を再支給することができるものとする。ただし、従前の本給付受給中に第22条の給付金の不支給項目に該当したことにより中止となった者（第22条第1項第2号前段、同項第7号及び同項第8号を除く。）は再支給することができないものとする。再支給に係る支給申請を受付ける際には、申請者に対し、従前の支給が中止となっていないこと及び従前の支給決定後に常用就職した後に新たに解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）されたことについて、確認書により誓約させるものとする。なお、従前の支給決定後とは、過去に複数回の支給決定を受けている場合は、直前の支給決定後をいい、常用就職した後に新たに解雇とは、過去に複数回離職している場合は、直前の離職をいう。

（不適正受給への対応）

第25条 町は、給付金の支給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合は、既に支給された給付の全額又は一部について受給者又は受給者であった者から徴収することができる。

2 犯罪性のある不適正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力を行い、厳正な対応を行うこと。

（不適正受給防止のための取組）

第26条 不適正受給防止のため、次の各号に掲げる取組を行うこととする。

（1）自立相談支援機関は、支給申請を受付ける際、本人確認書類の写しは必ず提出させること。

（2）自立相談支援機関は、受付時の聞き取りにおいて、前住所地で受給した疑いが認められる場合は、前住所地の自治体に協力を求め受給の有無を確認することにより、再支給などの

不適正受給を防止すること。

(3) 自立相談支援機関は、住居喪失者に対しては、原則として住宅入居後に住民票の提出を求めること。

(4) 自立相談支援機関は、必要に応じ、支給対象者及び受給者の住宅訪問及び居住実態の確認を行うことにより、居住環境や生活面の支援にあわせて、架空申請や又貸しなどの不適正受給を防止すること。

(5) 町は、刑事事件及び新聞、議会等で問題になることが予想される等の不適正受給事案については、その概要、対応方針等について速やかに鳥取県を經由して厚生労働省に報告し、再発防止のため国と町において共有すること。

(関係機関との連携等)

第27条 自立相談支援機関は、申請者及び受給者等の状況等について情報共有するなど、町、公共職業安定所、社会福祉協議会、その他居住支援協議会等関係機関との連携を緊密に行うものとする。

2 自立相談支援機関は、給付金の各決定について、当該不動産媒介業者等、公共職業安定所、総合支援資金等の貸付を受けている者については社会福祉協議会等の関係機関等に、決定通知書の写しを送付して情報提供するものとする。

3 町及び自立相談支援機関は、暴力団関係者の排除のため、警察等との連携を十分図るとともに、申請者の暴力団員該当性等について情報提供依頼を行うものとする。

(暴力団員と関係を有する不動産媒介業者等の排除)

第28条 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する入居予定住宅に関する状況通知書（様式第2-1号）又は入居住宅に関する状況通知書（様式2-2号）を受理しない旨を書面により通知し、以後、当該書類を受理しないものとする。なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに

暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等

- (2) 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- (3) 暴力団員等とその業務に従事させ又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- (5) 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- (6) 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- (8) 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- (9) 暴力団員等である個人又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

2 給付金の振込先である不動産媒介業者等が、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該給付金の振込を中止する。

(その他)

第29条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による全部改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。